

首都圏中央連絡自動車道 飯沼川高架橋(下部工)西工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	設計図面 87/200 PD11 橋脚 鞘管構造詳細図(1)、100/200 PD12 橋脚鞘管構造詳細図	フーチング上面と鞘管ブロックの接続面に敷砂を施工するように記載されていますが、敷モルタルで無くても良いのでしょうか、ご教示下さい。	3月29日付け質問書に対する回答において、確認中としておりましたご質問について回答いたします。 設計図面のとおりお考え下さい。
2	設計図面(2) 付帯工 2/40 仮 橋 工A 構造図(その1)、4/40 仮 橋工B 構造図(その1)、6/40 仮橋工C構造図(その1)	図中から支持杭の打込長は25mを超えると判断されますが、積算基準には25mまでしか施工能力の記載が有りません、25mを超えた場合の施工能力についてご教示下さい。	3月29日付け質問書に対する回答において、確認中としておりましたご質問について回答いたします。 積算に関する質問については、お答えできません。
3	設計図面(2) 付帯工 13/40 仮 橋工E、仮橋工F 上部工詳細 (その1)	KP6～KP7 リース桁と有るのは特殊対傾構を除く主桁・対傾構・横構のすべてをリース品と考えて宜しいでしょうか、ご教示下さい。	3月29日付け質問書に対する回答において、確認中としておりましたご質問について回答いたします。 特記仕様書23-8-2に示すとおりです。
4	特記仕様書P-24	23-8-2 種別 表中の材料規格ー上記以外、材料区分ー中古品と有るのは溝形鋼・等辺山形鋼等の形鋼の事であり、ボルト・ナット・プレート等は新品であると考えて宜しいでしょうか、ご教示下さい。	3月29日付け質問書に対する回答において、確認中としておりましたご質問について回答いたします。 特記仕様書23-8-2に示すとおりです。
5	特記仕様書P-25	仮橋工F プレートガーダーの下行に記載されている部材の内訳及びリース又は購入の区分について、合わせてご教示下さい。	3月29日付け質問書に対する回答において、確認中としておりましたご質問について回答いたします。 特記仕様書23-8-2に示すとおりです。
6	金抜設計書 単価表 番号35 特一(3)	仮橋工 仮橋工E 設置工 231.67t は234.26t では無いのでしょうか、ご教示下さい。	3月29日付け質問書に対する回答において、確認中としておりましたご質問について回答いたします。 金抜設計書に誤りがありました。 仮橋工 仮橋工E 設置工の数量は、正しくは「234.26」となります。 なお、上記については交付図書を訂正いたします。
7	金抜設計書 単価表 番号37 特一(3)	仮橋工 仮橋工F 設置工 402.77t は404.216t では無いのでしょうか、ご教示下さい。	3月29日付け質問書に対する回答において、確認中としておりましたご質問について回答いたします。 金抜設計書に誤りがありました。 仮橋工 仮橋工F 設置工の数量は、正しくは「404.22」となります。 なお、上記については交付図書を訂正いたします。